

市・府民税の納税通知書を発送

平成 27 年度市・府民税の納税通知書を6月中旬に発送します。支払い方法などは次のとおり。

◆**年金の所得にかかる市・府民税がある 65 歳以上の**人公的年金からの引き落とし

◆**年金以外の所得にかかる市・府民税**

給与からの引き落としか口座振替、納付書払い

【**納付場所**】

◇市指定金融機関窓口

◇近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局

◇全国のコンビニエンスストア

※納付書での納付の際は、期別を確認し納期までに納付を
▶詳しくは、税務課（☎ 66・1026）へ。

国民健康保険料の納入通知書を発送

納入通知書を6月中旬に発送します。支払い方法は次のとおり。

◆**口座振替の人**

納入通知書に記載の金融機関の口座から引き落とし

◆**特別徴収（公的年金から引き落とし）の人**

今年度の納入通知額から4月・6月納付額を差し引いた残額を、8月以降の公的年金から引き落とし

◆**自主納付の人**

納入通知書に添付してある納付書で、コンビニエンスストアや市役所窓口、市内の金融機関などで納期までに納付を

※お支払いは、納め忘れのない口座振替が便利です。

▶詳しくは、保険医療課（☎ 66・1003）か西支所保健福祉係（☎ 77・2253）へ。

介護保険

～ 保険料の決定と制度の改正 ～

《**65 歳以上の人の平成 27 年度介護保険料が決定**》

納入通知書を6月中旬に発送します。支払い方法は次のとおり。

◆**高齢・退職年金などが年額 18 万円以上の人**

公的年金から引き落とし

◆**高齢・退職年金などが年額 18 万円未満の人、平成 27 年度中に 65 歳になる人や本市に転入した人など**

納付書払いか口座振替

《**介護保険制度が変わりました**》

4月から、介護保険制度の一部が改正されました。詳しい内容は、納入通知書に同封のパンフレットなどに記載しています。

【**主な改正点**】 ◇介護保険サービス利用時の利用者負担額

◇特別養護老人ホームへの新規入所者の対象が原則要介護3以上の人に変更

◇施設サービス利用時の多床室の居住費と負担限度額 など

▶詳しくは、高齢者支援課（☎ 66・1013）か西支所保健福祉係（☎ 77・2253）へ。

福祉医療費受給者証（ひとり親家庭）の継続申請をお忘れなく

現在お使いの福祉医療費受給者証（親）（ひとり親家庭医療）は7月末が有効期限。6月30日(火)までに継続の申請を（該当者には申請書を送付予定）。
▶詳しくは、保険医療課（☎ 66・1075）へ。

家屋にかかる固定資産税の減額

～ 耐震・バリアフリー改修など ～

住宅に**一定の要件を満たす**「耐震改修」「バリアフリー改修」「熱損失防止改修」を実施した場合、固定資産税が減額されます。

減額措置を受けるには、いずれも所定の用紙（税務課に備え付け、市ホームページからダウンロード可）で必要書類を添えて税務課か西支所税務・納税係へ。

▶詳しくは、税務課（☎ 66・1027）へ。

太陽光発電設備は固定資産税の課税対象

太陽光発電設備は、固定資産税（家屋か償却資産）の課税対象です。



【**課税対象区分**】

◇**家屋の屋根材として設置された建材型ソーラーパネルの場合**…家屋として課税

◇**太陽光パネル（出力 10^{kW}以上）を架台に乗せて屋根に設置した場合**…償却資産として申告が必要

◇**一定規模の発電設備を保有し売電している場合**…償却資産として申告が必要

▶詳しくは、税務課（☎ 66・1027）へ。

家屋を取り壊したときには連絡を

～ すでに存在しない家屋が課税されていませんか ～

家屋の固定資産税は1月1日現在の状況により課税しています。市では、取り壊された家屋を把握するために定期的に調査を行っていますが、取り壊した家屋が課税されている場合はご連絡ください。

また、今年の12月末までに取り壊し予定の家屋がある場合もご連絡ください。

▶詳しくは、税務課（☎ 66・1027）へ。

育英資金を支給

高校など（大学・専修学校は今春入学者のみ）に進学している人で、経済的に修学が困難な場合に育英資金を支給（所得要件あり）。全期分の申請は、6月30日(火)までに所定の用紙（学校教育課、西支所、加佐分室に備え付け）で。7月以降は申請月以降の分から支給（入学支度金は支給されません）。
▶詳しくは、学校教育課（☎ 66・1072）へ。

児童手当の現況届の提出をお忘れなく

現在、児童手当を受けている人が、平成 27 年 6 月分以降の児童手当を受けるには、現況届（対象者へは郵送）を6月30日(火)までに子ども支援課へ提出してください。**提出がないと6月分以降の手当てが支給されません**。公務員は勤務先で手続きを。

◆**転入した人、子どもが生まれた人**

舞鶴市に転入した人や子どもが生まれた人が翌月以降の手当てを受給するには、転入・生まれた日の翌日から15日以内の申請が必要です。

▶詳しくは、子ども支援課（☎ 66・1094）か西支所保健福祉係（☎ 77・2253）へ。

子育て世帯臨時特例給付金の支給と商品券の配布

消費税の値上げに伴う子育て世帯の負担を緩和するための給付金の支給と、生活支援と消費喚起のための商品券を配布します。対象者には、児童手当の現況届と一緒に申請書を送付。現況届と併せて手続きしてください。

【**対象者**】 次のいずれにも該当する人

◇平成 27 年5月 31 日現在で舞鶴市に住民票がある

◇平成 27 年6月分の児童手当受給者（特例給付は除く）

◇平成 26 年の所得が児童手当の所得制限額未満

【**支給額**】 いずれも 3,000 円

【**申請期限**】 10 月 20 日(火)まで

※**公務員は勤務先で確認を**

▶詳しくは、子ども支援課（☎ 66・1094）か西支所保健福祉係（☎ 77・2253）へ。

福祉タクシー利用券の申請を

在宅の重度腎臓機能障害者が、通院のために利用するタクシー料金の一部を利用券にて助成します。

【**対象**】 次の条件をすべて満たす人

◇在宅の腎臓機能障害者で身体障害者手帳1級を所持

◇人工透析療法を受け通院している

◇自動車税・軽自動車税の減免を受けていない

◇同一世帯の所得税の合算額が一定基準以下

【**助成額**】 年間 24,000 円分（年度途中の場合1か月当たり 2,000 円分を交付）

【**申請方法**】 6 月 12 日(金)までに身体障害者手帳と印鑑を持参し障害福祉・国民年金課か西支所保健福祉係へ。

▶詳しくは、障害福祉・国民年金課（☎ 66・1033）か西支所保健福祉係（☎ 77・2253）へ。



事前登録型本人通知制度を改正

【**6 月 1 日からの改正点**】

◇第三者に交付した際に、これまで通知の対象外であった請求についても、すべて通知

◇市民課、西支所市民・年金係に加え、加佐分室と市民交流センターでも登録申請が可能に

◇登録有効期間（3年間）を廃止

※事前登録型本人通知制度…本市に本籍や住民登録のある人が事前に登録することによって、市がその人の戸籍謄本などを第三者に交付したときに、その交付の事実を登録者本人に通知する制度

▶詳しくは、市民課（☎ 66・1002）か西支所市民・年金係（☎ 77・2252）へ。

舞鶴市住宅改良資金融資制度

～ 住まいのリフォームを応援 ～

増改築・修繕工事など（一般型）や高潮対策・バリアフリー化・耐震化工事など（21世紀型）に必要な資金を長期かつ低利に受けられる融資を斡旋します。

【**対象（限度額 50 万円（高潮対策工事は 100 万円）**】

京都府の住宅改良資金融資を受けている工事で、その融資限度額を超えるもの

【**利率（4 月 1 日現在）**】 ◇一般型…1.60%
◇21 世紀型…1.00%（耐震化工事は 0.50%）

【**償還期間**】 10 年以内

▶詳しくは、都市計画課（☎ 66・1048）へ。

狩猟免許取得をサポート

野生鳥獣による農林業被害の減少を図るため、捕獲に必要な「狩猟免許」の取得費用などの一部を補助します。

【**対象免許**】 わな猟免許・第一種銃猟免許・第二種銃猟免許

【**補助対象経費**】

◇狩猟免許の受験手数料

◇狩猟免許試験受験事前講習会の受講費用（テキスト代を含む）

◇京都府へ納める狩猟者登録申請手数料および狩猟税（免許取得年度のみ）

【**補助率**】 補助対象経費の3分の2

【**その他**】 補助要件あり

▶詳しくは、農林課（☎ 66・1030）へ。

市有地を公売

市が所有する土地を一般競争入札により売却します。

【**物件**】 字安岡小字中山 1070 番 2（雑種地、213.78 平方^m）

【**予定価格**】 299 万円

【**受付期間**】 6 月 3 日(火)～ 12 日(金)9 時～ 12 時、13～ 17 時

【**申し込み方法**】 申込書（資産活用課、西支所、加佐分室に備え付け。市のホームページからダウンロード可）に必要な書類を添えて同課に提出。

【**入札日時**】 6 月 23 日(火) 14 時

▶詳しくは、資産活用課（☎ 66・1045）へ。